

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

積 明 書

令和4年11月30日

裁判官弾劾裁判所 御中

裁判官訴追委員会委員長 新 藤 義 孝



頭書事件の第1回公判期日における裁判長の「積明命令」に対し、別紙のとおり積明します。



(別紙)

第1 令和4年3月2日付け求釈明書の1について

訴追状別紙「裁判官弾劾罷免訴追の事由書（以下「訴追状別紙」という。）」記載の第1及び第2の各行為が全体として事実関係の一体性を有するとの主張である。

第2 同日付け求釈明書の2について

「現職の裁判官である岡口基一」がソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）やブログに投稿していることを報じるテレビニュース、新聞記事又はインターネット上のニュースを見た者が、「岡口基一」の氏名を検索し、それによって表示される「岡口基一」の氏名が付されたSNSやブログのアカウントにおける投稿を自由に閲覧できる状態のことをいう（甲第1号証、被害者遺族の証言により立証予定）。

また、「岡口基一」という氏名を付したアカウントによるSNS投稿を閲覧した者は、当該アカウントにおける投稿は「現職の裁判官」によってされたものであると認識できる。例えば、被訴追者の本名である「岡口基一」をアカウント名にしたSNS上の投稿を閲覧した者が、当該SNS上において被訴追者が自ら行っている自著の宣伝や、職業に言及するコメントに対する投稿を併せ読むことによっても、「現職の裁判官」である「岡口基一」が当該アカウントの投稿者であることを認識可能である（甲第3号証により立証予定）。

第3 同日付け求釈明書の3について

訴追状別紙第1の4の記載に引用した発言は、その内容が客観的事実と異なる部分であり、その他に問題があると思料される部分が全くないとの趣旨ではないが、訴追状に記載したもの以外は罷免訴追事由に該当するものとは考えていない。なお、「など」と記載した理由は、訴追状別紙第1の4に記載した被訴追者の発言が、記者会見における被訴追者の発言の一部であることを表したものである。

第4 同日付け求釈明書の4について

当該ブログは削除されているため、当該文章の本文の内容は不明である。

以上